

令和3年下呂市告示第85号

下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例（平成16年下呂市条例第172号）第3条第3項に規定する資料の頒布等の物品売払代金の徴収並びに収納の事務、及び同条例第3条第4項に規定する教育委員会が必要と認める事業に係る代金の徴収並びに収納の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月29日

下呂市長 山内 登

1 受託者

下呂市萩原町萩原 1159 番地 6

(株)東海美装 下呂営業所 下呂営業所長 富田泰典

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで